

第 7 2 号議案

志木市保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例

志木市保育の実施等に関する条例（昭和 6 2 年志木市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

世帯の階層区分				保育料（月額）	
				保育標準時間認定	保育短時間認定
A	生活保護世帯等			0 円	0 円
B	非課税世帯			0 円	0 円
C 1	当該年度（規則で定める期間にあつては、前年度）分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額による区分	5,000 円未満	4,600 円 (2,300 円)	4,400 円 (2,200 円)
C 2			5,000 円以上 21,000 円未満	6,300 円 (3,100 円)	6,100 円 (3,000 円)
C 3			21,000 円以上 41,000 円未満	10,300 円 (5,100 円)	10,000 円 (5,000 円)
C 4			41,000 円以上 62,000 円未満	13,300 円 (6,600 円)	13,000 円 (6,500 円)
C 5			62,000 円以上 82,000 円未満	16,400 円 (8,200 円)	16,100 円 (8,000 円)
C 6			82,000 円以上 95,000 円未満	18,500 円 (9,200 円)	18,100 円 (9,000 円)
C 7			95,000 円以上 110,000 円未満	21,600 円 (10,800 円)	21,200 円 (10,600 円)
C 8			110,000 円以上 130,000 円未満	24,700 円 (12,300 円)	24,200 円 (12,100 円)
C 9			130,000 円以上	27,800 円	27,200 円

			144,000 円未満	(13,900 円)	(13,600 円)
C 10			144,000 円以上 154,000 円未満	31,900 円 (15,900 円)	31,400 円 (15,700 円)
C 11			154,000 円以上 186,000 円未満	35,000 円 (17,500 円)	34,500 円 (17,200 円)
C 12			186,000 円以上 200,000 円未満	39,100 円 (19,500 円)	38,600 円 (19,300 円)
C 13			200,000 円以上 220,000 円未満	42,200 円 (21,100 円)	41,700 円 (20,800 円)
C 14			220,000 円以上 240,000 円未満	45,300 円 (22,600 円)	44,800 円 (22,400 円)
C 15			240,000 円以上 258,000 円未満	49,400 円 (24,700 円)	48,900 円 (24,400 円)
C 16			258,000 円以上 286,000 円未満	53,500 円 (26,700 円)	52,500 円 (26,200 円)
C 17			286,000 円以上 340,000 円未満	56,600 円 (28,300 円)	55,600 円 (27,800 円)
C 18			340,000 円以上 397,000 円未満	59,700 円 (29,800 円)	58,700 円 (29,300 円)
C 19			397,000 円以上 420,000 円未満	62,800 円 (31,400 円)	61,800 円 (30,900 円)
C 20			420,000 円以上	64,800 円 (32,400 円)	63,800 円 (31,900 円)

別表第 1 備考第 5 号イ中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

別表第 3 第 2 号の項時間額利用の欄中「0 円」を「1 0 0 円」に改め、同表第 3 号の項中「1, 2 4 0 円」を「1, 8 0 0 円」に改め、同表備考第 2 号中「0 円」を「日額利用にあつては 0 円、時間額利用にあつては 1 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 備考第 5 号イの改正規定は、公布の日から施行する。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

受益者負担の適正化を図るため、世帯の階層区分及び保育料等の額の見直し等をしたいので、地方自治法第 1 4 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。